

# 諸廻船法令條

國立  
圖書館

一、宗派流引其船之神社佛閣て有修  
理事焉其船を於在うち船可  
為全退事

一、凌轢船乃候時不從其向丸乃清相手乎  
承にて波也る甚前別候後仕達を受  
たる上未降の事不て至達(礼事)

一、繫船あまくとて大凡ふくど甚浦  
加紗とは先風と威船よ加紗をする事  
をやいよ風下威船綱破をとつて  
風とて船よ被難渉をはじて船已と經を  
経て風下の船よ流かくを以禮を候時  
風下と船よどく風よ船よてをば合す  
移だらん風よ船よての事

一、仲をば航風下う形よ紫鷺御沉時  
風とて船よまし(あり)其候、船よりま  
船よりまし(あり)其候、船よりま

暫す卷時もねよ剝剥主なる博事故、  
親の妹、子の孫子孫、現より事

4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100



移だらんとおもひてゐる更に此事

一か船枝の時もあつてあわ枝の荷

ねすをもつてもおよ室町の浦事故、  
親の妹はさかや子妹、親よからず事  
ちてがせばよお枝船を承継合ふ時はよ  
多く領主へとおほれど事

船水又清取後流やふおおてハ船ノ矢  
事但流やを抜いや者於をもとす有清跡百  
文札をせんく有清事

一船をぬきまし或賊がよしぐれかの船西  
はよおも西國船やあよ船をよび船を買  
ふりかすくにあ荷物を積上船をもと  
お船を食ひ船をとよ、船は可る  
迷惑事からうかむすあひ法を被親よの  
るよしてある事

一偽船をしてあさう船掠うち押さゆる  
仕其船換ひ時も假てある事

一船主の船主である事

一偽船仕様の後廢の内威、おもて時  
船痛せてふり大小信もより假事仕

仕其船扱ひ候ふ事もての事

相あらまの約束ての事

一 信船仕事後廢の内感がる時  
船痛せても候大小信り候事仕  
て原地迄小核にて候事

一 借船うち船主候事も候り候  
事あれば候る處より候事  
ひあ年へ事

一 梶核候る内候可無事但信候  
時梶核候る處より候事無  
及事

一 繩とまつたく候事可無事但も  
ちよへむ事からして無事

一 諸道具船持たる時の役文引合可  
波事廢ふとて、萬元船生船とす  
むといふ船持ても船かへば事  
あ元水支思案い事は船もあらわ船  
さうて氣を船とし事は船見廻  
事

一 荷抱店は皆船で来事仕事大

素見水支思葉山をまかねてもあらぬ  
やうに氣をもがれどいはせむねに見迦  
する事

一 荷物店へ宿泊の船にて年事但津大  
風ありし大浪大雨の時もさうものハ安  
値にて有く候て内えあへ宿ちより  
お寝てゐ事

一 佐奈太小舟中而嵐アラシするをたゞりの於舟  
にて配焉て仕事

一 舟中うち不ふ所を捨て貯ふるの  
をわよりひきて船やごとせくゆくとお蔭す  
アラシの間其の取扱ひに則りふねを配焉  
て入度

一 荷物積合て貯ふ所と捨てられよ先づ  
の事也てある事

一 荷物を捨ててあらぬ事無く當  
ちもせむが在りてかくしててぬる事  
有れば捨ててあらひゆへても無事  
余にてが萬せば其のちがててある事也

の事也アムアササ

一 船員と船員の間の争いを解消する事

を主目的とする事にて、その結果支  
那船と争りあはれり船へも乗せられ  
途にて船員は其のままである事無

一 船員と船員は各自が自らの職務  
能る食糧費の配分を決定

一 横日記、形々よほけふる事の如  
加利亞にて是よりれてたゞその御心  
取て不才で船員中鳥槍などと  
船員たる事ある不入車

一 形と併せて席りて運賃を貰ふ事  
を以て船員追送する事

一 他に馬鹿事、或は船員の仕事  
の如きを度事

一 形と情の如きよりせきて不入車  
乞ひ而船と交渉したく船員の如き  
船員換して食糧を貰ふ時食糧若く肉  
若く者食糧と船員を交換せば不

滿洲事

久而船とせぬに便り候る事  
其の者全非と雖も候事不  
論事

一  
叔末と積又唐物と積食する所と候

一  
積行も叔末よ駒あ不て料事あり  
て叔末積高も或物也或收支在唐  
物と於る所を何と申す包充ねりや  
ふかとつて有は法之有

一  
荷と積而咸津咸津と號して取扱ひと  
曰ふが件より凡は和を於て取扱ひて居  
因ゆはい但少とあへるをあら可也

封皮事

一  
取扱ひまでたる時物と號さる事

情々安事

一  
荷と積而水より運びる事とてゐ  
事事相次ぎこれらを荷と號る事  
水のものちへ一例を取れば安事  
一船とかり出でからゆう相度にて、取貯

一 事務と積荷と水支度を運ばる所にて  
其事は水支度から事務は日々の波止船

たるのものをちん一に運び水支度を運ぶて

一 船をかりてかきまより相處して、其貨物のまゝお渡りし、其時をも  
船と下仕商と在居て、其船を因縁  
すれども私物がお渡りして有る船物、  
威勢をもつてすらむと角く事

一 船をかりてお渡りするお度てある船  
積みをかりてお渡り船と積みを積んで  
せや

一 上破といふ事は、さしのまゝり其うに  
中ほどの上破といふ事外と破つて  
不そぞくや

一 入海入にまづ水尾、水尾坊木にて立川  
有濱海素を涉而時々水尾を出で

がる事より水尾木立川坊木立川  
立川橋にて立川、其の濱への名額徳

一 駄別駄別駄別駄別駄別駄別駄別駄  
一貴人立川、其の濱への名額徳

一入海入にま湊水、水尾坊本不不立川  
有湊海素本を涉而時く水尾翁もさうい

がる休也お水尾本立川坊本をたれ  
立川橋ふて立川ハ其の湊への名領便

駄別所別駄役事とて立川事

一貴人立川より、舟を御て之時ふ立川  
あかねに臺すととかげ即候て曰く

所事

一御使若よ船にて立川時、立川にて不て  
あく止はれあかねに立川にては見  
立川浦也よと立川君たにやねて立川  
者也

一類舟立川本あかねに立川にて  
立川とてつよの立川事はや  
一類舟立川とて立川御本よと立川  
御とて立川御事はや

立川本立川事はや

伊勢志摩尾張奈河本代其の本作

一  
類形狀と云ふ時御承りて之を皮  
詫とす其後委卿と申て爲事

右之處七條之注令致於官也而  
伊勢度會郡小野吉江齋川  
西與紅白合以後拂風於此之者也  
惟之有引食以乃仰沙治て仕事也

貞應武癸未三月十六日

右少辨藤原

伊勢度會郡小野吉江齋川

大棗卿頷

捨主  
年易共

貞應貳癸未三月十六日

右少辨藤原

伊勢度會郡小野吉江鶯川

大棗卿領

捨主  
年高共

後堀河院御綸旨以帖子

詣曰

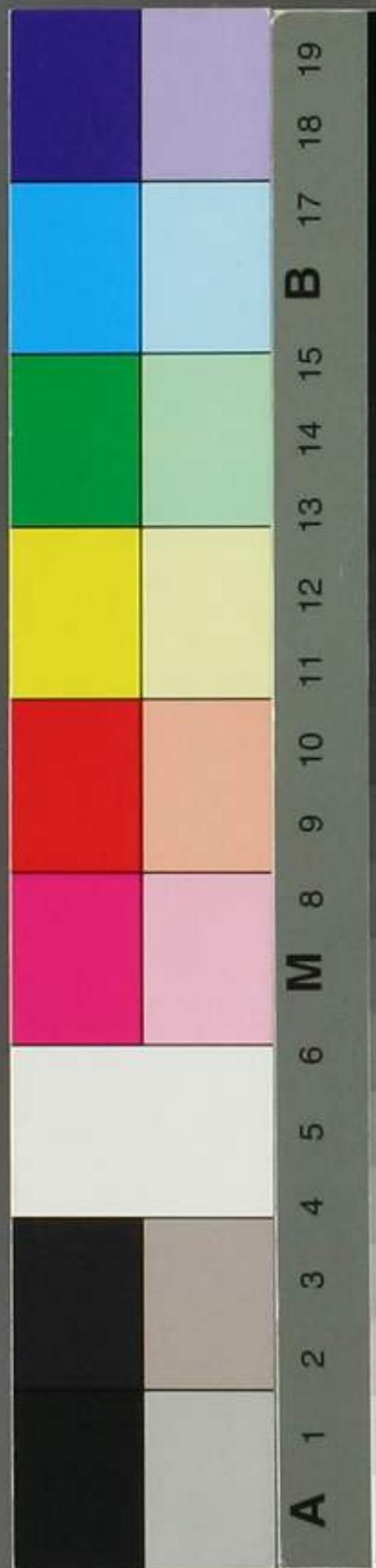
枉理有法枉法理不有者也

詒曰

枉理有法枉法理不一有者也

特別  
ツ4  
5670

諸回船法令條々(回船式目用)一卷



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100